

# 愛媛県造林事業補助金交付要綱

令和8年4月1日7森第789号

【最終改正】令和8年5月7日8森第87号

(補助の目的)

**第1条** 県は、森林が国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有することから、森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的な機能の維持及び増進を図り、森林環境の保全に資するため、造林事業を行うものに対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、補助金を交付する。ただし、当該事業に対し、国又は県から別に補助金その他の交付金が交付される場合は、この限りでない。

(補助対象事業の種類)

**第2条** 補助対象となる造林事業は、次のとおりとする。

- (1) 森林環境保全直接支援事業
- (2) 特定機能回復事業
  - ア 森林緊急造成
  - イ 被害森林整備
  - ウ 重要インフラ施設周辺森林整備
  - エ 林相転換特別対策
    - (ア) 花粉発生源対策タイプ
    - (イ) 林野火災対策タイプ
    - (ウ) 野生鳥獣被害対策タイプ
  - オ 保全松林緊急保護整備
- (3) 共生環境整備事業
  - ア 絆の森整備事業
    - (ア) 市民参加型森林整備
    - (イ) 野生生物共生林整備
- (4) 機能回復整備事業
  - ア 特定森林造成事業
    - (ア) 特定林地改良

(イ) 耕作放棄地等森林造成

(ウ) 花粉発生源対策促進事業

(補助対象事業の内容等)

**第3条** 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業 利用期を迎えつつある森林資源を活用し及び持続的な森林経営を実現するため、森林法(昭和26年法律第249号)第11条第5項の認定に係る森林経営計画(以下「森林経営計画」という。)の作成者等が、施業の集約化及び路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ、計画的な搬出、間伐等の森林施業及びこれと一体となつた森林作業道(森林作業道作設指針の制定について(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)に基づいて知事が別に定める指針に適合するものをいう。以下同じ。)の開設等を行うものとし、その区分、補助基準及び補助率(以下「区分等」という。)は、別表第1のとおりとする。

(2) 特定機能回復事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第2のとおりとする。

ア 森林緊急造成 自然条件等の理由により更新が困難な森林において、事業主体(次条に規定する事業主体をいう。以下この号において同じ。)が協定(市町にあつては森林所有者(森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。))と、次条第2号イからオまでに掲げる事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者との間で締結する協定であつて、補助金の交付を受けた事業(以下「造林補助事業」という。)の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。)に基づいて行う人工造林等の森林施業

イ 被害森林整備 気象災害等による被害森林であつて、自助努力等によつては適切な整備が期待できないものにおいて、協定(市町にあつては森林所有者と、森林所有者にあつては地方公共団体と、次条第3号ウに掲げる事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者との間で締結する協定であつて、造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。)に基づいて行う人工造林等の森林施業

ウ 重要インフラ施設周辺森林整備 鉄道、道路、送配電線その他のその機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設(以下「重要インフラ施設」という。)周辺の森林について、協定(市町にあつては森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と、次条第4号イからオまでに掲げる事業主体にあつては地方公共団体、森林所有者及び重要インフラ施設の管理者との間で締結する協定であつて、造林補助事

業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。)に基づいて実施する人工造林等の森林施業

エ 林相転換特別対策 自助努力では伐採及び植替え等の整備が進まない森林において、事業主体が協定(市町にあつては森林所有者と、次条第5号イからオまでに掲げる事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者との間で締結する協定であつて、造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。)に基づいて行う人工造林等の森林施業

(ア) 花粉発生源対策タイプ 林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林において実施する施業

(イ) 林野火災対策タイプ 林野火災の危険度が高い地域において森林の防火機能の向上を図るために実施する施業

(ウ) 野生鳥獣被害対策タイプ 野生鳥獣の頭数管理及びすみ分けに取り組む自治体において生息環境整備のための針広混交林化や広葉樹林化、野生鳥獣の生活圏への出没を防ぐことを目的とした緩衝林帯の整備のために実施する施業

オ 保全松林緊急保護整備 森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第2条第1項第1号に規定する松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、松くい虫被害対策の実施について(平成9年4月7日付け9林野造第105号林野庁長官通知)に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換(同条第7項に規定する樹種転換をいう。)を行う森林施業

(3) 共生環境整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第3のとおりとする。

ア 絆の森整備事業 身近な森林に対する市民の関心の高まり及び森林に関する市民活動の広がりに対応するために行う次に掲げる事業とする。

(ア) 市民参加型森林整備 市民の参加による森林整備とし、その区分等は、次のとおりとする。

a 行政支援タイプ 森林所有者、市民グループ及び市町が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、市民グループが林業体験活動等を行う場所において、市町等が実施する森林整備

b 市民主導タイプ 特定非営利活動法人等(森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる者をいう。以下同じ。)が森林所有者から受託して森林経営計画を作成し、又は特定非営利活動法人等が森林所有者等(森林法第10条の7に規定する森林所

有者等をいう。以下同じ。)と同法第10条の11第1項に規定する施業実施協定を締結した上で自ら実施する森林の管理及び整備

ｃ 市民開放タイプ 森林経営計画の地域住民への開示又は市町若しくは特定非営利活動法人等との協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等が実施する森林整備

(イ) 野生生物共生林整備 野生生物との共存のための森林整備

(4) 機能回復整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第4のとおりとする。

ア 特定森林造成事業 森林の生産力の回復、増進等の観点から、林木の成長が不良な土地及び耕作放棄地等を対象として行う次に掲げる事業とする。

(ア) 特定林地改良 森林の生産力の回復又は水田跡地その他の耕作放棄地等の林地化の促進を目的として行う土壌条件の改良及び土壌改良木を含む苗木の植栽等

(イ) 耕作放棄地等森林造成 耕作放棄地等の現に森林状態でない箇所を対象に、緊急かつ計画的に行う森林造成

(ウ) 花粉発生源対策促進事業 花粉の少ない森林への転換を目的として、花粉発生源となっているスギ及びヒノキの人工林を対象に行う花粉症対策苗木等(スギ花粉発生源対策推進方針(平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知)の別紙2の2に規定する花粉症対策苗木及び知事が花粉症発生源対策に資すると認める苗木をいう。以下同じ。)への植替え

(事業主体)

**第4条** 事業主体(造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業にあつては、次に掲げるもの

ア 市町

イ 森林所有者

ウ 森林組合等(森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。)

エ 森林整備法人等(森林整備法人及び一般社団法人又は一般財団法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。)をいう。以下同じ。)

オ 特定非営利活動法人等

カ 森林所有者の団体(森林法施行令第11条第8号に規定する団体をいう。以下同じ。)

キ 森林経営計画の認定を受けた者(以下「森林経営計画策定者」という。)

ク 特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者

ケ 民間事業者（森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により県が公表した民間事業者をいう。以下同じ。）

(2) 特定機能回復事業の森林緊急造成にあつては、次に掲げる者（市町にあつては森林所有者と協定を締結した者、森林経営管理法第4条の規定により市町が経営管理権の設定を受けた森林で施業を行う者又は寄付若しくは分収林契約（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第3項に規定する分収林契約をいう。）の解除により公有化した森林で施業を行う者（市町の所有する森林のうち、これらの者が施業を行う森林と隣接し、又は路網で直接接続するものであつて、激甚災害（激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を行う森林で施業を行う者を含む。）、市町以外の事業主体にあつてはその所有する森林以外の森林で地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して施業を行う者に限る。）

ア 市町

イ 森林組合等

ウ 森林整備法人等

エ 特定非営利活動法人等

オ 民間事業者

(3) 特定機能回復事業の被害森林整備にあつては、次に掲げる者

ア 市町（その所有する森林で事業を実施する者、森林所有者と協定を締結した者又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する者に限る。）

イ 森林所有者（地方公共団体と協定を締結して被害木の伐採若しくは除去又は植栽の事業を実施する者に限る。）

ウ 次に掲げる者であつて、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結したもの（その所有する森林で事業を実施する者を除く。）

(ア) 森林組合等

(イ) 森林整備法人等

(ウ) 特定非営利活動法人等

(エ) 森林経営計画策定者（森林経営計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事

業を実施する者に限る。第5号において同じ。)

(オ) 民間事業者

(4) 特定機能回復事業の重要インフラ施設周辺森林整備にあつては、次に掲げる者（市町にあつてはその所有する森林以外の森林で森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と協定を締結した者又は市町の所有する重要インフラ施設周辺の森林において、その所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に施業を行う者、市町以外の事業主体にあつてはその所有する森林以外の森林で地方公共団体、森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と協定を締結して施業を行う者に限る。)

ア 市町

イ 森林組合等

ウ 森林整備法人等

エ 特定非営利活動法人等

オ 民間事業者

(5) 特定機能回復事業の林相転換特別対策にあつては、次に掲げる者（市町にあつてはその所有する森林で事業を実施する者、森林所有者と協定を締結した者、森林経営管理法第4条の規定により市町が経営管理権の設定を受けた森林で施業を行う者、市町以外の事業主体にあつてはその所有する森林以外の森林で地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して施業を行う者に限る。)

ア 市町

イ 森林組合等

ウ 森林整備法人等

エ 森林所有者の団体

オ 民間事業者

(6) 特定機能回復事業の保全松林緊急保護整備にあつては、次に掲げるもの

ア 市町

イ 森林所有者

ウ 森林組合等

エ 森林整備法人等

オ 森林所有者の団体

カ 森林経営計画策定者

キ 民間事業者

(7) 絆の森整備事業の市民参加型森林整備にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者

ア 行政支援タイプ 市町

イ 市民主導タイプ 森林経営計画策定者（森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。）及び特定非営利活動法人等

ウ 市民開放タイプ 森林所有者等のうち森林経営計画策定者及び市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者

(8) 絆の森整備事業の野生生物共生林整備にあつては、次に掲げるもの。ただし、用地等取得にあつては、アに掲げる者に限る。

ア 市町

イ 森林所有者

ウ 森林組合等

エ 森林整備法人等

オ 特定非営利活動法人等

カ 森林所有者の団体

キ 森林経営計画策定者

(9) 特定森林造成事業の特定林地改良にあつては、次に掲げるもの

ア 市町

イ 森林所有者

ウ 森林組合等

エ 森林整備法人等

オ 森林所有者の団体

(10) 特定森林造成事業の耕作放棄地等森林造成にあつては、市町

(11) 特定森林造成事業の花粉発生源対策促進事業にあつては、次に掲げるもの

ア 市町

イ 森林所有者

ウ 森林組合等

エ 森林整備法人等

オ 特定非営利活動法人等

カ 森林所有者の団体

キ 森林経営計画策定者

ク 特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者

(補助対象事業の規模)

**第5条** 補助対象となる造林事業の規模は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

ア 間伐及び更新伐を実施する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

(ア) 森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づいて行う場合 次条の規定による補助金の交付申請ごとに、かつ、森林経営計画又は特定間伐等促進計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上であること。

(イ) 森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）又は森林経営管理法第51条第1項に規定する権利集積配分一括計画（以下「一括計画」という。）に基づいて行う場合 次条の規定による補助金の交付申請ごとに、かつ、実施権配分計画又は一括計画ごとに、(ア)中「森林経営計画又は特定間伐等促進計画」とあるのを「実施権配分計画」又は「一括計画」と読み替えた場合における(ア)に定める規模に該当すること。イ 水田跡地の人工造林を実施する場合 1 施行地の面積が0.05ヘクタール以上であること。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合（附帯施設等整備及び森林作業道整備を実施する場合を除く。） 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上であること。

(2) 特定機能回復事業 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（森林緊急造成であり、かつ、市町の所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであつて、激甚災害による被害の復旧を行う森林において行う事業にあつては次条の規定による補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が2.5ヘクタール以上、水田跡地の人工造林にあつては1 施行地の面積が0.05ヘクタール以上、第2条第2項のエの(ア)にあつては1 伐区当たりの面積の上限はおおむね2.5ヘクタールとし、伐区は連たんしないものとする。）であるもの

(3) 絆の森整備事業 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上であり、かつ、5ヘクタール以上のまとまりがある森林で行うもの

(4) 特定森林造成事業 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上(花粉発生源対策促進事業にあつては伐採による著しい土砂の崩壊又は流出のおそれがある箇所ではないこと、1 伐区当たりの面積の上限はおおむね2.5ヘクタールとし、伐区は連たんしないものとする。)であるもの(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする事業主体は、事業完了後造林事業補助金交付申請書(様式第1号)に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 事業主体は、補助金の交付申請及び受領に関する手続事務を森林組合長に、補助金の交付申請に関する手続事務を市町長に委任することができる。

3 事業主体(前項の規定により補助金の交付申請又は受領に関する手続事務の委任を受けた森林組合長又は市町長を含む。)は、第1項の申請書を提出するに当たつて、申請に係る事業の各施行地の森林所有者について当該施行地に係る補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうちに仕入れに係る消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。)がある場合には、申請書にその旨を記載して申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

**第7条** 知事は、前条の規定による補助金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地検査を行つた上、補助金の交付決定を行うものとする。

(補助金の請求)

**第8条** 前条の規定により補助金の交付決定を受けたものは、補助金を請求しようとするときは、造林事業補助金請求書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

**第9条** 補助金の交付を受けたもの(第6条第2項の規定により補助金の交付申請又は受領に関する手続事務の委任を受けた森林組合長又は市町長を含む。第3項において同じ。)は、造林補助事業の収支を明らかにした書類を整備し、当該補助金を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、造林補助事業の施行地が、苗木の植栽に係るものにあつては保険期間10年以上、立木の伐採に係るものにあつては保険期間3年以上の森林保険に加入するとともに、当該施行地の保育管理に努めなければならない。

3 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に造林

補助事業施行地の転用等届出書（様式第3号）によりその旨を届け出なければならない。

(1) 造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（第2条第2号アからウまで並びにエの(ア)及び(イ)までに掲げる施業にあつては、当該施業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（造林補助事業の施行地を譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後における当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用を含む。次号において同じ。）をしようとするとき、造林補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去をしようとするとき（同条第1号及び第2号に掲げる事業にあつては、森林作業道の維持管理のために必要な行為をしようとするとき、同条第2号エの(イ)の実施に必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

(2) 第2条第3号及び第4号に掲げる事業にあつては、次のいずれかに該当するとき。

ア 森林作業道に係る事業計画又は造林の計画の期間内に当該造林補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用又は用途変更その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

イ 造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して8年以内に当該造林補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。

(1) 前項各号のいずれかに該当するとき 当該転用、伐採除去等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額

(2) 第2条第1号の事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについて、当該森林経営計画の認定が取り消されたとき 交付を受けた補助金相当額（知事が特に必要と認める場合にあつては、知事が指定する金額）

(3) 第2条第1号の事業のうち実施権配分計画及び一括計画に基づいて行うものについて、次に掲げる日から起算して過去5年以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（知事が特に必要と認める場合にあつては、知事が指定する金額）

ア 実施権配分計画に基づいて行うものについて、当該計画が同法第40条第1項及び第2項各号の規定により取消しとなった場合は、当該取消しを受けた日

イ 一括計画に基づいて行うものについて、当該計画が同法第52条第2項の規定により適用

される同法第40条第1項及び第2項各号の規定により取消しとなった場合は、当該取消しを受けた日

ウ 一括計画に基づいて行うものについて、同法第52条第1項の規定による公告があった一括計画の定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者（同法第43条第3項第2号に掲げる適合事業者をいう。）が計画に基づく施業ができない場合は、当該計画に基づく施業ができないと認められた日

(4) 更新伐及び防火林帯整備を行つた施行地について、原則として当該更新伐を行つた年度の翌年度の初日から起算して2年を経過しても更新が確実に図られていないと知事が認める場合において、速やかに植栽を行わないとき（植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めたときを除く。） 交付を受けた当該更新伐に係る補助金相当額

(5) 前号に掲げる場合のほか、造林補助事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に当該一体的に実施すべき事業を実施しないとき 当該交付を受けた補助金相当額

(6) 面的複層林施業の実施について（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。）の規定により第2条第1号及び第2号に掲げる事業のうち更新伐を行う場合において、次のいずれかに該当するとき 交付を受けた当該更新伐に係る補助金相当額

ア 更新伐を実施した箇所について、立木の材積が森林環境保全整備事業計画（森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）に基づく事業計画をいう。）に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行つたとき。

イ 更新伐を実施した箇所について、事業の完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したとき。

(7) 第2条第3号及び第4号に掲げる事業のうち森林作業道の開設又は改良に係る造林補助事業について、第5条第3号及び第4号に規定する補助対象となる必要規模以上の事業を実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。） 交付を受けた当該森林作業道の開設又は改良に係る補助金相当額（森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合において、施業の実施時期にかかわらず一括して開設した森林作業道に係る造林について補助対象となる必要規模以上の事業を実施しないものに係る当該森林作業道の路線区間があるとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）にあつては、交付を受けた補助金のうち当該路線区間の補助金相当額）

(8) 花粉発生源植替えについて、事業の完了年度の翌年度までに当該花粉発生源植替えを実施した林分が森林経営計画の対象森林とならない場合（天災等不可抗力によるものとして知事が認めるときを除く。） 交付を受けた当該花粉発生源植替えに係る補助金相当額

(9) 花粉発生源植替えを行つた林地について、原則として当該花粉発生源植替えを行つた年度の翌年度から起算して2年を経過しても更新が確実に図られていないと知事が認める場合において、速やかにコンテナ苗の花粉症対策苗木等による植栽を行わないとき 交付を受けた当該花粉発生源植替えに係る補助金相当額

5 補助金の交付を受けたものは、成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守しなければならない。

6 補助金の交付を受けたものは、第2条第3号に掲げる事業において用地等を取得した場合は、当該用地等を取得した年度の翌年度の初日から起算して10年間、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の経由)

**第10条** この規程により知事に提出する書類は、公益財団法人愛媛の森林基金（昭和61年5月10日に財団法人愛媛の森林基金という名称で設立された法人をいう。）の場合を除き、施行地を管轄する地方局長を経由しなければならない。

### 附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。
- 2 廃止前の愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月17日愛媛県告示第1383号）の規定により行われた補助金の交付申請及び交付決定、その他の行為はこの要綱の相当規定により行われたとみなす。

前 文（抄） （令和8年5月7日8森第87号）

- 3 令和8年度の補助金から適用する。

**別表第1**（第3条、別表第2、別表第4関係）

#### 森林環境保全直接支援事業

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地ごしらえ、植栽（大苗の植栽及び補植を	知事が別に定める基準に基づいて査定した経費

	含む。)、播(は)種並びに低質林等における前生樹の伐倒及び除去に要する経費	(以下「査定経費」という。)の10分の4(森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業及びこれに必要な路網の整備にあつては、10分の5)
2 樹下植栽等	(1) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木がⅢ齢級以上の林分(面的複層林施業通知に定める面的複層林施業の対象森林にあつては、上層木がⅩ齢級以上の人工林に限る。)において行う地ごしらえ、樹下への苗木の植栽又は播(は)種、不良木の洵(とう)汰、植栽又は播(は)種に伴つて行う地表かき起こし及び不用萌(ほう)芽の除去に要する経費	同上
	(2) 天然更新による森林の育成を目的として行う地ごしらえ、天然稚幼樹の発生及び育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の植栽(植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは、大苗の植栽)又は播(は)種、不用萌(ほう)芽又は不用木の除去、不良木の洵(とう)汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去に要する経費	同上
3 下刈り	植栽により更新したⅡ齢級以下の林分(複層林にあつては、下層木がⅤ齢級以下のものに限る。)又はその他の方法により更新したⅧ齢級以下の林分(複層林にあつては、下層木がⅧ齢級以下のものに限る。)において行う雑草木の除去に要する経費	同上

4 雪起こし	植栽により更新したⅤ齢級以下の林分又はその他の方法により更新したⅧ齢級以下の林分において行う雪圧倒伏木の倒木起こし（5の倒木起こしに該当するものを除く。）に要する経費	同上
5 倒木起こし	植栽により更新したⅤ齢級以下の林分において行う火災、気象災害、病虫害等による倒伏木の倒木起こしに要する経費	同上
6 枝打ち	(1) Ⅵ齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去に要する経費	同上
	(2) XⅡ齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去に要する経費	同上
	(3) XⅧ齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去に要する経費	同上
7 除伐	下刈りが終了したⅤ齢級以下（天然林にあつては、XⅡ齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の洵（とう）汰に要する経費	同上
8 保育間伐	適正な密度管理を目的としてXⅡ齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の洵（とう）汰に要する経費	同上
9 間伐	適正な密度管理を目的としてXⅡ齢級以下の林分若しくは市町村森林整備計画（森林法第10条の5第1項の市町村森林整備計画をいう。以下同じ。）に定める立木の標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じて得た林齢以下の林分又は地域の標準的な施業における本数	同上

			密度をおおむね5割上回る森林若しくは立木の 収量比数がおおむね100分の95以上の森林にお いて行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び 不良木の淘(とう)汰並びにこれらの搬出集積に 要する経費	
10	更新伐		育成複層林の造成及び育成若しくは人工林の広 葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な 改善のための適正な更新を目的として、XⅧ齡 級以下又は標準伐期齡に2を乗じて得た林齡以 下の林分（面的複層林施業の一環として実施す る場合にあつては、X齡級以上の林分）におい て行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良 木の淘(とう)汰及び支障木、あばれ木等の伐倒 並びにこれらの搬出集積及び巻枯らしに要する 経費	同上
11	附帯施設等整備	(1) ア 施設等整備	健全な森林の造成又は保全を目的として行う野 生鳥獣による森林被害の防止及び野生鳥獣の移 動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整 備に要する経費	同上
		イ 施設改良	既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に 定める鳥獣害防止森林区域（森林法第5条第2 項第9号に規定する鳥獣害防止森林区域をい う。）内のものに限る。）の改良に要する経費	同上
	(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	森林の造成又は整備に附帯する苗木仮植場、資 機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び 林内かん水施設の整備に要する経費	同上	
(3) 林床保全整備	造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導 により土壌の適性の維持を図るための枝葉の除	同上		

		去、客土、整地、耕うん、植栽、播(は)種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工、編柵工、土留工等の実施に要する経費	
	(4) 荒廃竹林整備	周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備に要する経費	同上
12	森林作業道整備	森林作業道の開設及び改良（暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となつた森林作業道の復旧を含む。以下同じ。）に要する経費	同上

備考

- 1 補助対象とする苗木の植栽は、1の施業にあつては1ヘクタール当たり1,000本以上、2の施業にあつては1ヘクタール当たり600本以上のものに限る。
- 2 附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備のうち施設改良を除く。）は、1から10までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 3 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から10までの施業に係る事業量を超えないものに限る。
- 4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。
  - (1) 1から10までのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるものであること。ただし、森林作業道の改良については、この限りでない。
  - (2) 事業実施後に当該森林作業道の管理者が書面において明らかなものであること。
- 5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業に原則として2年（当該森林作業道整備の完了した年度の翌年度の初日から起算することとし、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間）先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

別表第2（第3条関係）

特定機能回復事業

1 森林緊急造成

区分	補助基準（経費の内容）	補助率	
1 人工造林	別表第1 1に同じ。	査定経費の10分の4（市町及び森林整備法人等が行うものにあつては、10分の5）	
2 樹下植栽等	別表第1 2に同じ。	同上	
3 下刈り	別表第1 3に同じ。	同上	
4 雪起こし	別表第1 4に同じ。	同上	
5 倒木起こし	別表第1 5に同じ。	同上	
6 除伐	別表第1 7に同じ。	同上	
7 附帯施設等整備	(1) ア 施設等整備	別表第1 11(1)アに同じ。	同上
	イ 施設改良	別表第1 11(1)イに同じ。	同上
	(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	別表第1 11(2)に同じ。	同上
	(3) 林床保全整備	別表第1 11(3)に同じ。	同上
	(4) 荒廃竹林整備	別表第1 11(4)に同じ。	同上
8 森林作業道整備	別表第1 12に同じ。	同上	

## 備考

- 1 補助対象とする苗木の植栽は、1の施業にあつては1ヘクタール当たり1,000本以上、2の施業にあつては1ヘクタール当たり600本以上のものに限る。
- 2 附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備のうち施設改良を除く。）は、1から6までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 3 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から6までの施業に係る事業量を超えないものに限る。
- 4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。
  - (1) 1から6までのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるものであること。
  - (2) 事業実施後に当該森林作業道の管理者が書面において明らかなものであること。
- 5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業に原則として2年（当該森林作業道整備の完了した年度の翌年度の初日から起算することとし、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間）先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

## 2 被害森林整備

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 人工造林	別表第1 1に同じ。	査定経費の10分の4
2 樹下植栽等	別表第1 2に同じ。	同上
3 下刈り	別表第1 3に同じ。	同上
4 雪起こし	別表第1 4に同じ。	同上
5 倒木起こし	別表第1 5に同じ。	同上
6 枝打ち	別表第1 6(3)に同じ。	同上
7 除伐	別表第1 7に同じ。	同上
8 保育間伐	適正な密度管理を目的としてXⅡ齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う	同上

			不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の 淘(とう)汰並びにこれらの搬出集積（被害木の 除去、淘(とう)汰及び搬出集積を含む。）に要 する経費	
9	更新伐		育成複層林の造成及び育成若しくは人工林の広 葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な 改善のための適正な更新を目的としてXⅧ齡級 以下の林分（面的複層林施業の一環として実施 する場合にあつては、X齡級以上の林分）にお いて行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不 良木の淘(とう)汰及び支障木、あばれ木等の伐 倒並びにこれらの搬出集積（被害木の除去、淘 (とう)汰、伐倒及び搬出集積を含む。）及び巻 枯らしに要する経費	同上
10	附 帯 施 設 等 整 備	(1) ア 施 鳥獣 設等 害防 整備	別表第1 11(1)アに同じ。	同上
		止施 イ 施 設等 設改 整備 良	別表第1 11(1)イに同じ。	同上
		(2) 林内作 業場及び林 内かん水施 設整備	別表第1 11(2)に同じ。	同上
		(3) 林床保 全整備	別表第1 11(3)に同じ。	同上
		(4) 荒廃竹 林整備	別表第1 11(4)に同じ。	同上
11	森林作業道整		別表第1 12に同じ。	同上

備		
備考	<p>1 補助対象とする苗木の植栽は、1の施業にあつては1ヘクタール当たり1,000本以上、2の施業にあつては1ヘクタール当たり600本以上のものに限る。</p> <p>2 附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備のうち施設改良を除く。）は、1から9までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。</p> <p>3 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から9までの施業に係る事業量を超えないものに限る。</p> <p>4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。</p> <p>（1） 1から9までのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるものであること。</p> <p>（2） 事業実施後に当該森林作業道の管理者が書面において明らかなものであること。</p> <p>5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業に原則として2年（当該森林作業道整備の完了した年度の翌年度の初日から起算することとし、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間）先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。</p>	

### 3 重要インフラ施設周辺森林整備

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 人工造林	別表第1 1に同じ。	査定経費の10分の4（市町及び森林整備法人等が行うものにあつては、10分の5）
2 樹下植栽等	別表第1 2に同じ。	同上
3 下刈り	別表第1 3に同じ。	同上
4 雪起こし	別表第1 4に同じ。	同上
5 倒木起こし	別表第1 5に同じ。	同上
6 枝打ち	別表第1 6(3)に同じ。	同上

7	除伐		別表第1 7に同じ。	同上
8	保育間伐		2の表 8に同じ。	同上
9	更新伐		2の表 9に同じ。	同上
10	附帯施設等整備	(1) ア 施設等整備	別表第1 11(1)アに同じ。	同上
		イ 施設改良	別表第1 11(1)イに同じ。	
	整備	(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	別表第1 11(2)に同じ。	同上
		(3) 林床保全整備	別表第1 11(3)に同じ。	
		(4) 荒廃竹林整備	別表第1 11(4)に同じ。	
11	森林作業道整備		別表第1 12に同じ。	同上
備考				
<p>1 補助対象とする苗木の植栽は、1の施業にあつては1ヘクタール当たり1,000本以上、2の施業にあつては1ヘクタール当たり600本以上のものに限る。</p> <p>2 附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備のうち施設改良を除く。）は、1から9までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。</p> <p>3 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から9までの施業に係る事業量を超えないものに限る。</p> <p>4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。</p> <p>(1) 1から9までのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるものであること。</p>				

(2) 事業実施後に当該森林作業道の管理者が書面において明らかなものであること。

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業に原則として2年（当該森林作業道整備の完了した年度の翌年度の初日から起算することとし、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間）先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

4 (1) 林相転換特別対策（花粉発生源対策タイプ）

区分	補助基準（経費の内容）	補助率	
1 一貫作業	標準伐期齢以上の林分で行う林相転換を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の洵（とう）汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地ごしらえ、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）の各作業を並行又は連続して行うものとする。	査定経費の10分の4	
2 人工造林	別表第1 1に同じ。	同上	
3 下刈り	別表第1 3に同じ。	同上	
4 更新伐	別表第1 10に同じ。	同上	
5 附帯施設等整備	(1) ア 施設等整備	別表第1 11(1)アに同じ。	同上
	イ 施設改良	別表第1 11(1)イに同じ。	同上
	(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	別表第1 11(2)に同じ。	同上
	(3) 林床保	別表第1 11(3)に同じ。	同上

	全整備		
6	森林作業道整備	別表第1 12に同じ。	同上

備考

- 1 補助対象とする苗木の植栽は、1及び2の施業にあつては、1ヘクタール当たり1,000本以上2,000本以下を基本とする。
- 2 補助対象とする事業は、1から4までの施業にあつては、次の全てに該当するものとする。
  - (1) スギ花粉発生源対策推進方針に基づき県が設定するスギ人工林伐採重点区域内の森林において実施するものであること。
  - (2) 林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。
  - (3) 伐採すれば著しく土砂が崩壊し、又は流出するおそれがある箇所ではないこと。
- 3 附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備のうち施設改良を除く。）は、1から4までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。
  - (1) 1から4までのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるものであること。
  - (2) 事業実施後に当該森林作業道の管理者が書面において明らかなものであること。
- 5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業に原則として2年（当該森林作業道整備の完了した年度の翌年度の初日から起算することとし、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間）先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

4 (2) 林相転換特別対策（林野火災対策タイプ）

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 人工造林	別表第1 1に同じ。	査定経費の10分の4
2 樹下植栽等	別表第1 2に同じ。	同上
3 下刈り	別表第1 3に同じ。	同上

4	雪起こし	別表第1 4に同じ。	同上	
5	倒木起こし	別表第1 5に同じ。	同上	
6	枝打ち	別表第1 6に同じ。	同上	
7	除伐	別表第1 7に同じ。	同上	
8	保育間伐	別表第1 8に同じ。	同上	
9	防火林帯整備	防火林帯の整備を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積とする。	同上	
10	附帯施設等	(1) ア 施設等整備	別表第1 11(1)アに同じ。	同上
		イ 施設改良	別表第1 11(1)イに同じ。	同上
	整備	(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	別表第1 11(2)に同じ。	同上
		(3) 林床保全整備	別表第1 11(3)に同じ。	同上
11	森林作業道整備	別表第1 12に同じ。	同上	
備考				
<p>1 補助対象とする苗木の植栽は、1及び2の施業にあつては、1ヘクタール当たり1,000本以上2,000本以下を基本とする。</p> <p>2 補助対象とする事業は、次の全てに該当するものとする。</p> <p>(1) 林野火災特別地域対策事業の実施について（昭和45年6月16日付け45林野庁長官・消防防第344号消防庁長官通知）に基づく林野火災特別地域において行うものであること。</p>				

(2) 事業を実施する県又は市町の地域防災計画等に防火林帯と一体となった林野火災防止対策が位置づけられていること。

(3) 事業実施後に当該防火林帯を管理する者が書面において明らかになっていること。

(4) 防火林帯は林道等の周辺で整備するものであること。

(5) 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。

3 附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備のうち施設改良を除く。）は、1から4までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。

4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。

(1) 1から9までのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるものであること。

(2) 事業実施後に当該森林作業道の管理者が書面において明らかなものであること。

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業に原則として2年（当該森林作業道整備の完了した年度の翌年度の初日から起算することとし、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間）先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

#### 4 (3) 林相転換特別対策（野生鳥獣被害対策タイプ）

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 人工造林	別表第1 1に同じ。	査定経費の10分の4
2 樹下植栽等	別表第1 2に同じ。	同上
3 下刈り	別表第1 3に同じ。	同上
4 雪起こし	別表第1 4に同じ。	同上
5 倒木起こし	別表第1 5に同じ。	同上
6 枝打ち	別表第1 6に同じ。	同上
7 除伐	別表第1 7に同じ。	同上
8 保育間伐	別表第1 8に同じ。	同上
9 間伐	別表第1 9に同じ。	同上
10 更新伐	別表第1 10に同じ。	同上

11	緩衝林帯整備		野生鳥獣対策として、緩衝林帯整備のために 行う不用木（侵入竹を含む。）の除去。	同上
12	附帯施設等整備	(1) 鳥獣害防止施設整備	ア 施設等整備 別表第1 11(1)アに同じ。	同上
		イ 施設改良	別表第1 11(1)イに同じ。	同上
	整備	(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	別表第1 11(2)に同じ。	同上
		(3) 林床保全整備	別表第1 11(3)に同じ。	同上
13	森林作業道整備		別表第1 12に同じ。	同上
備考				
<p>1 補助対象とする苗木の植栽は、1及び2の施業にあつては、1ヘクタール当たり1,000本以上2,000本以下を基本とする。</p> <p>2 11の整備については、林縁から10m以上で実施すること。</p> <p>3 補助対象とする事業は、次の全てに該当するものとする。</p> <p>(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく第二種特定鳥獣管理計画又は鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく被害防止計画及びこれらの計画に準ずる市町等が作成する地域の猟銃被害対策に係る計画又は地域の鳥獣被害対策に関する内容が含まれる計画（確実に位置づけられる見込である者も含む）において、頭数の管理及び人の生活圏との棲み分けに係る対策が位置づけられていること。</p> <p>(2) 野生鳥獣による人身・生活環境等への被害対策として、棲み分けなどのゾーニングの考え方、進行混交林化や広葉樹林化を行う区域や整備の考え方、緩衝林帯の整備の方</p>				

針や実施箇所及び方法、管理者や管理の方針を盛り込んだ事業実施方針があること。

(3) 事業実施後に当該緩衝林帯を管理する者が書面において明らかになっていること。

3 附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備のうち施設改良を除く。）は、1から4までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。

4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。

(1) 1から9までのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるものであること。

(2) 事業実施後に当該森林作業道の管理者が書面において明らかなものであること。

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業に原則として2年（当該森林作業道整備の完了した年度の翌年度の初日から起算することとし、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間）先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

5 保全松林緊急保護整備

(1) 保全松林健全化整備

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 衛生伐	松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却及び薬剤処理に要する経費	査定経費の10分の7

(2) 松林保護樹林帯造成

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 人工造林	別表第1 1に同じ。	査定経費の10分の7
2 樹下植栽等	別表第1 2に同じ。	同上
3 下刈り	別表第1 3に同じ。	同上
4 雪起こし	別表第1 4に同じ。	同上
5 倒木起こし	別表第1 5に同じ。	同上
6 除伐	別表第1 7に同じ。	同上

7	保育間伐		適正な密度管理を目的としてXⅡ齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の陶(とう)汰に要する経費	同上
8	更新伐		2の表 9に同じ。	同上
9	附帯施設等整備	(1) ア 施設等整備	別表第1 11(1)アに同じ。	同上
		イ 施設改良	別表第1 11(1)イに同じ。	同上
		(2) 荒廃竹林整備	別表第1 11(4)に同じ。	同上
10	森林作業道整備		別表第1 12に同じ。	同上
備考				
<p>1 補助対象とする苗木の植栽は、1の施業にあつては1ヘクタール当たり1,000本以上、2の施業にあつては1ヘクタール当たり600本以上のものに限る。</p> <p>2 附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備のうち施設改良を除く。）は、1から8までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。</p> <p>3 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から8までの施業に係る事業量を超えないものに限る。</p> <p>4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。</p> <p>(1) 1から8までのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるものであること。</p> <p>(2) 事業実施後に当該森林作業道の管理者が書面において明らかなものであること。</p> <p>5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業に原則として2年（当該森林作業道整備の完了した年度の翌年度の初日から起算することとし、当該</p>				

森林作業道整備後に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあっては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間) 先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

別表第3 (第3条関係)

共生環境整備事業

1 絆の森整備事業

(1) 市民参加型森林整備

区分	補助基準 (経費の内容)	補助率
1 全体計画調査	全体計画の策定に必要な調査に要する経費	査定経費の10分の7
2 共生環境整備	市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈り、希少植物の保全、廃棄物の除去等の林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播(は)種、施肥、雑草木又は不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒、伐倒木の搬出集積、野生生物の生息に適した場所(ビオトープ)に係る水辺環境整備並びに森林作業道の開設及び改良に要する経費	同上
3 附帯施設整備	標識類の整備、苗木置場その他の林内作業場の整備、駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒、伐倒木の搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播(は)種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘(とう)汰等防火帯の整備、防火槽、用水路又は退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設、防護柵及び簡易な休憩施設の整備に要する経費	同上
4 林内歩道等整備	共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開	同上

	設及び改良に要する経費	
5 用地等取得	有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために 行う土地及び立木竹の取得に要する経費	査定経費の10分の4
備考		
<p>1 市民主導タイプ及び市民開放タイプの事業の範囲は、2から4までのいずれかに限る。</p> <p>2 森林作業道の開設及び改良は、当該森林作業道の開設及び改良と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して実施することができる。</p>		

(2) 野生生物共生林整備

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 共生環境整備	野生生物の生息若しくは生育の環境の保全又は移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息に適した場所（ビオトープ）に係る水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹、花木又は餌木等の植栽、客土、捨石、播(は)種、施肥、雑草木又は不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒、伐倒木の搬出集積並びに森林作業道の開設及び改良に要する経費	査定経費の10分の7
2 附帯施設整備	標識類の整備、苗木置場その他の林内作業場の整備、駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒、伐倒木の搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播(は)種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の洶(とう)汰等防火帯の整備、防火槽、用水路又は退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設及び防護柵の整備に要する経費	同上
3 林内歩道等整備	(1)の表 4に同じ。	同上

4 用地等取得	(1)の表 5に同じ。	査定経費の10分の4
備考 森林作業道の開設及び改良は、当該森林作業道の開設及び改良と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して実施することができる。		

別表第4 (第3条関係)

機能回復整備事業

1 特定森林造成事業

(1) 特定林地改良

区分	補助基準 (経費の内容)	補助率	
1 特定林地改良	林木の生長が不良な土地の土壌条件を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として行う地ごしらえ、植付け (土壌改良木の植付け及び緊急性が高い場合における大苗の植付けを含む。)、播(は)種及び施肥 (石灰及び稲わらの施用を含む。) に要する経費 (特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成5年法律第72号) 第2条第1項に規定する特定農山村地域の林木の育成に適さない水田跡地その他の耕作放棄地等において行う場合にあっては、地ごしらえ、植付け (土壌改良木の植付け及び緊急性が高い場合における大苗の植付けを含む。)、播(は)種、施肥 (石灰及び稲わらの施用を含む。)、不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、土留工等の実施に要する経費)	査定経費の10分の7	
2 附 帯 施 設	(1) 林木被害防止施設等整備	多様な森林の造成又は保全を目的として行う林木被害の防止等に必要な施設等の整備に要する経費	同上
	(2) 荒廃竹林整備	別表第1 11(4)に同じ。	同上

等 整 備		
3 森林作業道整備	別表第1 12に同じ。	同上
備考		
<p>1 荒廃竹林整備は、1の施業と一体的に実施するものであつて、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1の施業に係る事業量を超えないものに限る。</p> <p>2 森林作業道整備は、1の施業と一体的に実施するものに限る。</p> <p>3 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して実施することができる。</p>		

(2) 耕作放棄地等森林造成

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 人工造林	別表第1 1に同じ。	査定経費の10分の4
2 樹下植栽等	別表第1 2に同じ。	同上
3 下刈り	別表第1 3に同じ。	同上
4 雪起こし	別表第1 4に同じ。	同上
5 倒木起こし	別表第1 5に同じ。	同上
6 枝打ち	別表第1 6に同じ。	同上
7 除伐	別表第1 7に同じ。	同上
8 保育間伐	別表第1 8に同じ。	同上
9 間伐	適正な密度管理を目的としてXⅡ齢級以下の林分又は地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林若しくは立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の洵（とう）汰に要する経費	同上
10 更新伐	育成複層林の造成及び育成若しくは人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な	同上

		改善のための適正な更新を目的としてXⅧ齡級以下（面的複層林施業の一環として実施する場合にあつては、X齡級以上）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の洵（とう）汰及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの巻枯らしに要する経費	
11 附 帯 施 設 等 整 備	(1) 林木被害防止施設等整備	(1)の表 2(1)に同じ。	同上
	(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	別表第1 11(2)に同じ。	同上
	(3) 生育環境補完整備	造林木の確実かつ早急な成長の確保を図るために行う筋工、伏工等簡易な工作物の設置に要する経費	同上
	(4) 荒廃竹林整備	別表第1 11(4)に同じ。	同上
12 備	森林作業道整備	別表第1 12に同じ。	同上
備考			
<p>1 補助対象とする苗木の植栽は、1の施業にあつては1ヘクタール当たり1,000本以上、2の施業にあつては1ヘクタール当たり600本以上のものに限る。</p> <p>2 荒廃竹林整備は、1から10までのいずれかの施業の周辺の森林において当該施業と一体的に実施するものであつて、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から10までの施業に係る事業量を超えないものに限る。</p> <p>3 森林作業道整備は、1から10までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。</p> <p>4 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して実施することができる。</p>			

(3) 花粉発生源対策促進事業

区分		補助基準（経費の内容）	補助率
1	花粉発生源植 替え	花粉発生源となつている林分において行う立木の伐倒、搬出集積、地ごしらえ、花粉症対策苗木等の植栽に要する経費	査定経費の10分の4
2	（1） 林木被害防止施設等整備	（1）の表 2（1）に同じ。	同上
	（2） 林内作業場及び林内かん水施設整備	別表第1 11（2）に同じ。	同上
	（3） 荒廃竹林整備	別表第1 11（4）に同じ。	同上
3	森林作業道整備	別表第1 12に同じ。	同上
備考			
<p>1 補助対象とする花粉症対策苗木等（コンテナ苗に限る。）の植栽は、1ヘクタール当たり1,000本以上のものに限る。</p> <p>2 荒廃竹林整備は、1の施業の周辺の森林において当該施業と一体的に実施するものであつて、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1の施業に係る事業量を超えないものに限る。</p> <p>3 森林作業道整備は、1の施業と一体的に実施するものに限る。</p> <p>4 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して実施することができる。</p>			